

「利用者識別番号」が不明な場合は

コレで確認



簡単！

便利！

「変更等届出書」の具体的な入力例を裏面でご紹介！

- 財産取得者（相続人等）の利用者識別番号が不明な場合に、「変更等届出書」を送信した税理士に利用者識別番号の有無等を電話で連絡します。
 - 複数人分の利用者識別番号が 1 件の「変更等届出書」の送信で確認できるようになりました。
- (※) 相続税を e-Tax で申告される場合のみの手続きです。

利用者識別番号の取得状況の確認

利用者識別番号は、①過去に電子申告を行った申告書の控え（所得税や贈与税など）、②税務署からの郵送物、③e-Tax のマイページなどから確認できます。

財産取得者（相続人等）への確認の際は、財産取得者用のリーフレットをご活用ください。



分かる

取得済の利用者識別番号を使用

分からない（取得しているか不明）

「変更等届出書」を e-Tax で代理送信し、利用者識別番号の有無を確認
⇒ パスワードのリセットを併せて行うか否かで手続きが異なります。

取得していない

「開始届出書」を財産取得者（相続人等）の住所地の所轄税務署に e-Tax で代理送信
⇒ 利用者識別番号をオンラインで即時発行

パスワードをリセットしない

「変更等届出書」を財産取得者（相続人等）の代表者の住所地を管轄する税務署に e-Tax で代理送信
⇒ 詳しくは裏面（上段）をご覧ください。

パスワードをリセットする

「変更等届出書」をそれぞれの財産取得者（相続人等）の住所地を管轄する税務署に e-Tax で代理送信
⇒ 詳しくは裏面（下段）をご覧ください。

「相続税 e-Tax 特設サイト」のご案内

相続税 e-Tax に関する FAQ や、イメージデータで提出可能な添付書類の一覧などは国税庁ホームページ内の「相続税 e-Tax 特設サイト」をご覧ください。



「変更等届出書」の具体的な入力例・送信先税務署

パスワードをリセットしない場合 (複数人の利用者識別番号を確認する場合)

電子申告・納税等開始(変更等)届出書

3010

税務署受付印

令和 年 月 日

納税地 (〒 -) (電話番号 - -)

住所又は居所 (〒 -) (電話番号 - -)

① 住所・氏名等

フリガナ

④ 送信先

税務署長殿

届出の内容

変更等

「電子証明書の更新等」を選択

参考事項 ② 参考事項 税理士等 ③ 税理士等

代表者(①に入力した財産取得者)以外で、利用者識別番号を確認したい財産取得者(相続人等)の「住所・氏名・生年月日」を入力

① 住所・氏名等

利用者識別番号の有無等を確認する財産取得者(相続人等)の住所・氏名等を入力

⇒ 確認したい者が複数いる場合には、任意の者(例えば、配偶者など)を代表者として①に入力

② 参考事項

「相続税申告の委任有」、「税理士への連絡希望」及び「PWリセット不要」と入力

⇒ 利用者識別番号の有無等を確認したい者が複数いる場合は、①で入力した代表者以外の者の「住所・氏名・生年月日」を入力すれば代表者の変更等届出書の送信で一度に確認できます。

③ 税理士等

代理送信をする税理士等の氏名・電話番号を入力

④ 送信先

①で入力した者の住所地の所轄税務署を選択(入力)

- 後日、税務署(又は業務センター)から、③に入力した税理士等の皆様あてに利用者識別番号の有無等を電話連絡します。
※ 財産取得者(相続人等)へは、利用者識別番号が記載された通知書は通知(郵送)されません。
- また、利用者識別番号がない(又は廃止している)場合は、その旨を税理士等の皆様あてに電話連絡しますので、「e-Taxの開始届出書」を別途e-Taxにより代理送信してください。

パスワードをリセットする場合

電子申告・納税等開始(変更等)届出書

3010

税務署受付印

令和 年 月 日

納税地 (〒 -) (電話番号 - -)

住所又は居所 (〒 -) (電話番号 - -)

① 住所・氏名等

フリガナ

④ 送信先

税務署長殿

届出の内容

変更等

「暗証番号等の再発行」を選択

参考事項 ② 参考事項 税理士等 ③ 税理士等

① 住所・氏名等

利用者識別番号の有無等を確認する財産取得者(相続人等)の住所・氏名等を入力

⇒ 確認したい者が複数いる場合には、その者ごとに作成・送信

② 参考事項

「相続税申告の委任有」及び「税理士への連絡希望」と入力

③ 税理士等

代理送信をする税理士等の氏名・電話番号を入力

④ 送信先

①で入力した者の住所地の所轄税務署を選択(入力)

- 後日、税務署(又は業務センター)から、③に入力した税理士等の皆様あてに利用者識別番号の有無等を電話連絡します。
- なお、財産取得者(相続人等)へは、既存の利用者識別番号と仮パスワードが記載された通知書を通知(郵送)します。
- また、利用者識別番号がない(又は廃止している)場合は、その旨を税理士等の皆様あてに電話連絡しますので、「e-Taxの開始届出書」を別途e-Taxにより代理送信してください。

注1 e-Taxソフト又は民間ソフト(国税庁の仕様公開に基づき作成されたもの)を使用して代理送信してください。

2 「e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー」から代理送信された場合は対象外です。